

# 北広島町子ども第三の居場所運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業目的

北広島町は、学校や家庭において居場所がない子どもを対象に生活支援や学習支援、保護者に対する養育支援等を行うための「子ども第三の居場所」を令和8年度に開設し、その運営を民間委託する。

「子ども第三の居場所」を運営する委託事業者については、専門的な知識や技術、豊富な経験等を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、最も実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名 北広島町子ども第三の居場所運営事業業務委託
- (2) 業務場所 広島県山県郡北広島町有田 495-1  
B & G きたひろハウス
- (3) 事業内容 別紙「北広島町子ども第三の居場所運営事業業務委託仕様書」参照
- (4) 事業期間 令和8年8月1日 から 令和11年7月31日 までの3年間
- (5) 選定者 1者

## 3. 委託料に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

- (1) 本業務の見積上限額（消費税及び地方消費税を含む） 委託料：28,800,000円
- (2) 年度毎の見積上限額（消費税及び地方消費税を含む）

| 年度     | 上限額         |
|--------|-------------|
| 令和8年度  | 6,400,000円  |
| 令和9年度  | 9,600,000円  |
| 令和10年度 | 9,600,000円  |
| 令和11年度 | 3,200,000円  |
| 計      | 28,800,000円 |

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 児童福祉事業またはそれに類する事業に取り組んだ実績があり、北広島町子ども第三の居場所運営事業業務委託仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。

- (2) 広島県内に法人の所在地を有すること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする法人・団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続きの申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- (6) 北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

## 5. 日程

| 項目                   | 期日等                    |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公募の開始            | 令和7年12月22日（月）          |
| (2) 質問の受付期間          | 令和8年1月13日（火）午後5時まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答         | 令和8年1月16日（金）           |
| (4) プロポーザル参加表明書の提出期限 | 令和8年1月23日（金）           |
| (5) 企画提案書の提出期限       | 令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）  |
| (6) プレゼンテーション審査      | 令和8年2月13日（金）午前予定       |
| (7) 審査結果通知           | 令和8年2月20日（金）予定         |

## 6. 質問及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (3) 提出先 「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ
- (4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な理由を害するおそれがあるものを除き、質問者に対して電子メールで回答し、北広島町公式ホームページに掲載する。

※電話等による口頭での個別の質問・回答はできない。

※提出期間中であれば、質問書の追加提出を可能とする。

※質問書の到着確認は発信者が電話により行うこと。

※質問内容は提案書類の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については受け付けない。

## 7. プロポーザル参加表明書等の提出

企画提案に参加しようとする者は、次の書類を電子メール又は郵送若しくは持参により提出すること。ただし、持参の場合は開庁時間に限る。

### (1) 提出書類

|   | 提出書類名                          | 様式等   |
|---|--------------------------------|-------|
| ① | プロポーザル参加表明書                    | 様式第2号 |
| ② | 法人・団体概要書                       | 様式第3号 |
| ③ | 業務経歴書                          | 様式第4号 |
| ④ | 登記簿謄本（発行後3か月を経過していないものに限る、写し可） |       |
| ⑤ | 定款（企画提案者が法人の場合のみ、写し可）          |       |
| ⑥ | 国税及び地方税について未納がないことの証明書（写し可）    |       |

### (2) 提出先

「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ

### (3) 提出部数

1部

### (4) 参加辞退

プロポーザル参加表明書等の提出後に参加を辞退するときは、令和8年1月30日（金）午後5時までに辞退届（様式第5号）を電子メール又は郵送もしくは持参により提出すること。

### (5) 参加資格の決定

提出されたプロポーザル参加表明書等に基づき審査を行い、参加者として選定する。審査結果は、令和8年1月30日（金）までに電子メールで通知する。

なお、審査経過及び結果に関する質問や異議申立ては、一切受け付けない。

## 8. 企画提案書の提出

7(5)において企画提案の参加者に選定された者は、次の書類を郵送又は持参により提出すること。

### (1) 提出書類

|   | 提出書類名             | 様式等   |
|---|-------------------|-------|
| ① | 企画提案書（表紙）         | 様式第6号 |
| ② | 企画提案書資料           | 様式第7号 |
| ③ | 運営予算計画書           | 様式第8号 |
| ④ | その他提案資料（提出は必須でない） | 任意    |

### (2) 企画提案書等の体裁

- ア サイズ：原則としてA4判、用紙縦使い、横書き、片面印刷、カラー可、20ページ以内（表紙除く）とするが、必要に応じてA3判の折り込みも可とする。
- イ 文字ポイント：10.5ポイント以上（図表等に含まれる文字を除く）
- ウ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間等は指定しない。  
ファイル等には綴じずに、ホッチキス（上下2か所）でとめる。

（3）提出先

「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ

（4）提出部数

正本1部、副本7部（正本の写しで可）

（5）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案（町から指示した場合を除く）
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心臓留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 補助上限額を超えた提案
- エ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 9. 企画提案の審査

（1）審査機関

本プロポーザルの審査は、北広島町子ども第三の居場所運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

（2）開催場所及び開催時間

詳細な日程等は別途通知する。

（3）プレゼンテーション審査

ア 提案時間

1提案者につき30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とし、事前に提出された企画提案書等に沿って説明すること。

イ 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、3人以内とする。

ウ その他

プレゼンテーション審査は、本町が用意するプロジェクターを使用することができる。その際は、事前に担当部署へ申し出ること。なお、パソコン等必要な機器は参加者が用意すること。

## 10. 優先候補者の選定

- (1) 下記に示す評価項目一覧表に基づき、選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最高点の者を本業務の優先候補者として選定する。ただし、各選定委員の得点の平均点が最高得点（100点）の6割未満の得点の者は選定しない。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、選定委員会において審議し、優先候補者を選定する。
- (3) 企画提案者が1者の場合は、点数が6割以上（60点以上）である場合に候補者として選定する。
- (4) プrezentation及び審査委員会は非公開とする。

## 11. 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知するとともに、北広島町公式ホームページに掲載する。なお、審査経過及び結果に対する質問、異議申立ては一切受け付けない。

## 12. 契約

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。  
(地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号)
- (2) 契約候補者となった者は、担当部署と契約締結に向けて協議を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、審査結果を考慮して詳細を協議し決定する。なお、詳細な契約内容については、その協議時において仕様書の変更調整を行い決定するため、当初仕様書に変更が生じる可能性がある。
- (4) 契約候補者との契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者が本提案における失格事項にあたると判明した場合は、次点順位者を繰上げ、契約締結に向けた協議を行う。

## 13. 失格事項

次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プrezentationに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提出された提案額が上限額を超えている場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員の協議において失格であると認めた場合

## 14. その他

- (1) 提出書類等の作成や質問に用いる言語は日本語とし、使用する通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出する書類を郵送する場合の送料は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。ただし、町から指示があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出された参加資格申請書、企画提案書及びその他書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、本事業における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、町は、企画提案書について、事前に提出者の許可を得たうえで、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (7) 提出された書類は、北広島町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (8) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことができる。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。

## 15. 担当部署（提出先・問合せ先）

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 こども家庭課 こども未来係

電話：0826-72-7350 (内線 1121)

メールアドレス：kodomomirai@town.kitahiroshima.lg.jp

別紙

評価項目一覧表（100点満点）

| 評価項目             | 評価の着眼点                       | 配点 |
|------------------|------------------------------|----|
| 運営の体制等について       | 仕様書に即した運営形態・人員体制であるか         | 10 |
|                  | 事業の継続性を鑑み、安定して運営できる体制であるか    | 10 |
| 児童福祉に関すること       | 児童福祉関連業務又はそれに類する事業の実績が十分であるか | 10 |
|                  | 児童福祉に関する考え方が適正であるか           | 10 |
| 事業者に関すること        | 積極性（仕様書以上の提案上積み）がある内容か       | 10 |
|                  | 適切な相談体制を構築できているか             | 10 |
|                  | 提案内容に独自性（創意工夫のある提案内容）があるか    | 10 |
|                  | 地域の実態を把握した業務提案となっているか        | 10 |
| 本業務に係る運営予算に関すること | 運営予算が合理的で適正な計画となっているか        | 10 |
|                  | 運営計画が事業の継続性を満たしているか          | 10 |